

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現 及び原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に6年が経過した。依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すら立っていない。未だ11万人近くの人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。

これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2017年3月17日、福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らが損害賠償を求めた訴訟で、前橋地方裁判所は、国と東京電力に津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東京電力に損害賠償の支払いを命じる判決を下した。

この群馬訴訟の判決は、全国で約30件、約1万2000人が参加している同様の被害者集団訴訟の中で初の判断であり、とりわけ裁判所が国の賠償責任を認めたことや避難指示区域外からの避難者にも損害を認めたことは、年内に判決期日を迎える千葉訴訟や生業訴訟等をはじめとする他の各地の訴訟に関わる多くの人々を勇気づけた。原告団や弁護団をはじめとする、群馬訴訟を支えてきた人々のこれまでの奮闘に敬意を表する。

一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえず、本来あるべき損害の評価をせず、あるべき賠償水準を認めなかった点は、司法の役割を存分に発揮したものとは到底言えない。

3 これに対し、政府、各地の電力事業者は、川内原発、伊方原発、高浜原発、玄海原発等、新規制基準に適合していると判断した原発を次々に再稼働させる路線を頑なに変更しようとはしない。このような姿勢は、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

4 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会